

一般社団法人
東京都知的障害児者生活サポート協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京都知的障害児者生活サポート協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事業所を東京都国分寺市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人全国生活サポート協会に加盟して、知的障害児者及び発達障害児者（以下「障害者」という。）と、その家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人の構成員)

第4条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、第2章に定める会員および第3章に定める社員をもって構成する。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活に関わる相談支援事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談支援事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる相談支援事業
- (4) その他目的を達成するのに必要な事業

(公告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見せやすい場所にある掲示板に掲示する方法により行う。

(機関等の設置)

第7条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第8条 当法人の会員は、東京都内の障害者施設・事業所または、東京都民利用独占及び協定施設（以下、施設という）を利用する障害者の保護者・家族・法定代理人・前述の施設の施設長・担当福祉関係者等とする。

- 2 東京都内に在住する障害者の保護者・家族・法定代理人等それに準ずるもので、上記1項に該当しない者は、理事長の承認をもって会員資格を有する。
- 3 会員になると同時に、一般社団法人全国生活サポート協会の会員となる。
- 4 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 3. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 4. 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 5. 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

6. 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利

（合併契約等の閲覧等）

（年会費）

第 9 条 当法人の会員は、障害者 1 人当たり、別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の種類）

第 10 条 会員の種類は、次の 3 種とする。

- ① 支部会員・・・当法人に支部登録をしている施設を利用する会員
- ② 施設会員・・・当法人に支部登録を行っていない施設を利用する会員
- ③ 本部会員・・・①、②以外の会員

（会員の期間）

第 11 条 会員の期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

（退会）

第 12 条 当法人から退会する会員は、事務局に連絡し所定の脱退届を提出する。

- 2 会員が引っ越しなどで他県へ異動した場合は、原則として当該年度末をもって退会扱いとする。

（会員資格の喪失）

第 13 条 会員は、次の場合会員資格を失う。

- ① 退会したとき
- ② 障害者が死亡したとき
- ③ 年会費を指定された期日までに納入しなかったとき

（異動の報告）

第 14 条 会員は、登録内容を変更するときは、事務局に通知し手続きを行う。

（支 部）

第 15 条 この会は、原則として施設毎に支部を置き、各支部は所定の登録申請書をもって支部登録を行う。但し、理事会の承認をもって各施設以外に支部を設置することができる。

- 2 支部に支部長を置き、選任後 1 カ月以内に理事長に報告する。変更・交替もこれに準じる。

第 3 章 社員

（社員の資格）

第 16 条 社員の資格は、会員が所属する社会福祉事業を行う施設・事業所及び保護者会から推薦されたものとし、別紙に定めるものとする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 3 社員は会員の意見を代表して、社員総会の議案として提案することができる。

（任意退会）

第 17 条 社員はいつでも、当法人所定の書面を提出のうえ、退会することができる。

(除名)

第18条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第19条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 施設又は事業所が廃止したとき。
2. 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第20条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第31条の社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 社員総会

(種類)

第21条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬の額又はその規定
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散
- (7) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第24条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が

招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員の10分の1以上により、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

- 第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、代表理事が予め理事会の承認を得て定めた順位に従い行う。

(決議)

- 第27条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

- 第28条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における、前第27条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第29条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

（役員の設置等）

第31条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5人以上10人以内

監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち、2人以内を副理事長とすることが出来る。

（選任等）

第32条 理事及び監事は、社員総会において当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（代表理事の職務及び権限）

第33条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはその職務を代行する。

（監事の職務・権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（報酬等）

第36条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤若しくは専任の用務に当たる理事に対して

は、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1） 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- （2） 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- （3） 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- （4） 理事の職務の執行の監督
- （5） 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- （1） 重要な財産の処分及び譲受け
- （2） 多額の借財
- （3） 重要な使用人の選任及び解任
- （4） 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- （5） 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1） 代表理事が必要と認めたとき。
- （2） 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- （3） 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

（招集）

第40条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取扱い規程」による。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行う。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立て、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定法に関する法律（以下「公益認定法」という。）に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

（1） 事業報告

（2） 事業報告の附属明細書

（3） 貸借対照表

（4） 損益計算書（正味財産増減計算書）

（5） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

（1） 監査報告

（2） 会計監査報告

第9章 定款の変更、解散

（定款の変更）

第55条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(事務局)

第58条 当法人の事務を円滑に処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、下記の事務を行う。

- (1) 会員の管理
- (2) 広報誌の発行
- (3) インターネットホームページの運営
- (4) 総務、渉外及び会計

- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 4 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

第12章 附則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第62条 当法人は、当法人に財産を贈与し、若しくは遺贈する者、当法人の役員又はその親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給（第27条ただし下記の報酬等を除く。）、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第63条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第64条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 加藤 正仁

設立時理事 安藤 真洋

設立時理事 大竹 眞澄

設立時理事	加藤	正仁
設立時理事	坂本	光敏
設立時理事	白土	一郎
設立時理事	清野	弘子
設立時理事	藤田	進
設立時理事	山下	望
設立時理事	山田	桐雄
設立時監事	小島	幸久
設立時監事	小林	順吾

(設立時社員の氏名、住所)

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東京都知的障害児者生活サポート協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年 2月 8日

設立時社員 大竹 眞澄 ㊟

設立時社員 加藤 正仁 ㊟

設立時社員 坂本 光敏 ㊟

設立時社員 山田 桐雄 ㊟

附 則

1. 平成25年4月1日登記
2. この定款は、平成25年5月27日より施行する。
3. この定款は、平成26年5月19日より施行する。
4. この定款は、平成28年5月10日より施行する。
5. この定款は、令和元年5月16日より施行する。
6. この定款は、令和6年2月22日より施行する。
7. この定款は、令和7年6月13日より施行する。